

公立昭和病院
院内情報ネットワーク更新仕様書

2025年3月

1. 調達件名

公立昭和病院 院内情報ネットワーク更新

2. 調達の目的

公立昭和病院(以下、「当院」とする。)において病院総合情報システム更新に伴い最適なネットワーク整備を行うものとする。

3. 基本概念

院内情報ネットワークでは、医療系ネットワーク、情報系ネットワークといった業務区分ごとに物理配線はせず、統合ネットワークを採用する。電子カルテ端末でセキュアにインターネット接続できる環境を構築することで、今後の医療 DX 推進に対応した拡張性のあるネットワーク環境を構築する。

4. 調達要件

(1) 構築・運用期間

構築期間:契約締結日から令和 7 年 12 月 31 日

運用期間:令和 8 年 1 月から令和14 年 12 月31 日(84ヶ月間)

(2) 納入場所

東京都小平市花小金井 8 丁目1-1 当院内とすること。

(3) 構築導入費用の支払い

費用についてはネットワーク稼働後の検収において合格となることで、支払い請求が出来るものとする。支払時期等は別途検討事項とする。

(4) 基本要件

- ア. ネットワーク設計については、将来的なデータの増大化・多様化に対し、十分耐えうるネットワークであること。
- イ. 機器選定は、別紙1「院内情報ネットワーク要求仕様書」に記載の機器要件を満たすこと。また、選定した機器が要件を満たしていることを証明するカタログ(データシート等)を提出すること。なお、機器の性能等が仕様を満たしていないと判断がなされた場合は不合格となる。
- ウ. 提案書の内容について、当院より質問を行うことがある。その際は誠実に対応すること。
- エ. 原則、以下の予定で立会いを行うこと。
 - (ア) 病院総合情報システムのリハーサル
 - (イ) 病院総合情報システムの移行・切替え等
 - (ウ) 令和 8 年 2 月の病院総合情報システム稼働
- オ. 保守内容、保守体制及び緊急時の連絡体制についての説明資料を提出すること。
- カ. 作業を第三者(再委託先)に請け負わせてはならない。委託する業務を再委託する場合は、予め以下に掲げる事項について書面で提出し、当院が未承認の再委託は禁止する。
 - (ア) 再委託の相手方の住所及び氏名
 - (イ) 再委託を行う業務の範囲
 - (ウ) 再委託の必要理由
- キ. 本調達では、院内情報ネットワーク構築において実績があるネットワーク機器を利用すること。

- ク. コアスイッチ、サーバスイッチ、フロアスイッチ、アクセススイッチ、無線コントローラ、アクセスポイントは、同一ネットワーク機器メーカーが販売する製品(OEM 含む)を使用すること。
- ケ. 提案する院内情報ネットワークは、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の最新版に準拠していること。
- コ. 数量・構成・工事内容は、本仕様書の別紙を参照の上、現調査を実施し算出すること。なお、候補日、想定する所要時間、調査対象箇所について、当院に申し出ること。
- サ. ネットワークの構築や配線工事等の作業に伴い、既設 LAN を停止させる必要がある場合は、当院と十分に協議し、当院の承認を得ること。なお、停止時間帯、影響範囲を明記した作業スケジュールを提出すること。
- シ. 移行計画書を作成し、当院の承認を得ること。なお、移行計画の策定に当たっては、既設ネットワーク機器との並行稼働、障害発生時のリカバリ方法も考慮し、移行期間中においては既存機器との混在運用を可能とすること。
- ス. LAN 配線は流用とするが、無線アクセスポイント増設箇所(別紙②)、案内表示盤設置箇所(別紙③)は LAN 配線をすること。その他、老朽化の著しいケーブルや、構築に必要な追加工事は当院と相談の上、柔軟に対応すること。
- セ. 既存ファイアウォールは、保守移管を行い、落札者が継続して運用サポートを行うものとする。
- ソ. その他、本仕様書に記載のない事項については、当院と協議の上決定するものとする。

(5) 調達範囲

- ア. 院内情報ネットワーク更新(設計・構築・物品・追加工事)
- イ. 搬入・据付け・配線・機器設定、接続検証等の全ての費用(本調達システム契約終了時の当該機器の廃棄費用も含む。)
- ウ. 運用開始から1年の製品保守、運用保守(保守要件については、「6. 運用保守要件」を参照のこと。)
- エ. 本仕様書に基づき構築にかかる全ての費用(既存機器の設定変更が必要な場合は落札者にて実施しその費用は入札額に含めること。)

5. 構築要件

院内情報ネットワークの構築期間は以下のとおりとする。

契約締結日から令和7年12月31日。

(1) 切り替えスケジュール

- ア. 機器交換は令和7年11月22日から令和7年12月21日の期間で行うこととし、日曜日は作業不可とする。
- イ. 稼働予定日は令和7年12月22日とする。
- ウ. 病院全体のネットワーク停止は原則1回で可能であれば2時間以内で終わらせること。

(2) プロジェクト人員体制

- ア. 本調達の全体を総括する責任者(以下「総括責任者」という。)を選任するとともに、現場責任者としてプロジェクトマネージャー(以下「プロジェクトマネージャー」という。)を選任すること。
- イ. プロジェクトチームは、院内情報ネットワークの構築・導入経験のある SE で構成し、グループリーダー

は実務経験5年以上の者を選任すること。プロジェクトチームには、「ネットワークスペシャリスト」および「情報処理安全確保支援士」の資格を有する者が参加すること。

- ウ. プロジェクトチームメンバーは、システムが安定稼働するまでの全工程において、極力入れ替えがないよう配慮すること。やむを得ない理由により入れ替えが発生する場合は、当院へ事前報告を行い、十分な引継を行うこと。また、安定稼働後も、当院からの要請に応じて協力援助が可能なこと。
- エ. プロジェクトマネージャーは、落札後から本業務に専念すること。
- オ. 当院からの指示や協議は、すべて総括責任者又はプロジェクトマネージャーを通じて行う。
- カ. プロジェクトチームのメンバーは、当院への出入りに際し、身分証の提示又は名札を着用すること。
- キ. 当院内の行動に関する倫理、道徳、社会常識的な指導をプロジェクトチームのメンバー全員に行うこと。
- ク. 不適切なソフトウェアによる情報の破壊等が発生させないため、ソフトウェア、機器、媒体の管理を適切に行うこと。
- ケ. プロジェクトチームのメンバーは、日々の体調管理、検温を実施し、十分な感染対策を行うこと。別途必要に応じて当院の感染対策規定に準ずること。

(3) プロジェクト計画の策定

ア. 計画の策定にあたり

構築業者が構築期間中に実施する作業内容および当院の職員が実施する作業内容、構築業者と当院の職員が共同で実施する作業内容等について、構築業者と当院にて共通認識を得るための資料(プロジェクト計画書)を構築初期段階に構築業者が作成し、当院の合意を以って提出とする。

また、プロジェクト遂行にあたり、打ち合わせや作業等に必要となる居室等の作業場所及び各フェーズにおける使用期間等について、事前に当院へ申し入れを行うこと。

イ. プロジェクト計画書への記載内容、当院との合意事項

(ア) 構築マスタースケジュール

主要なマイルストーンを設定・表示した、構築から運用開始までの構築マスタースケジュールの作成。

(イ) 構築組織体制表

プロジェクト全体の管理者や現場作業における管理者、各システム(基幹・部門)の責任者、担当者など、担当者名・連絡先・役割分担、構築組織体制を提出すること。

また、組織における連絡体制やエスカレーションルートについても明記すること。

(ウ) ドキュメント管理

システム構築時に発生する各種ドキュメントについて、管理方法を提示すること。保管ルールや採番体系、ファイル命名規則等についても記載すること。

(エ) 成果物

構築作業における成果物については、「7. 成果物」に記載している内容に準じて、提示すること。

(4) 各種通信テスト

ア. 通信テストについて

院内情報ネットワークの構築に際し、主要なマイルストーンの1つとなるのが通信テストとなる。通信テストは、機器単体で行うもの(単体テスト)、機器の接続について行うもの(機器連携テスト)ネットワ

ーク全体で行うもの(総合テスト)で構成される。これらのテスト計画や結果報告を受けることにより、ネットワーク構築の品質と進捗状況管理を可能とする。

イ. 試験計画・報告書への記載事項

これらの試験計画書について、範囲、概要、スケジュール、合格条件、試験中における現行システム及び他システムへの影響範囲、当院の職員への協力依頼事項について記載すること。試験計画・報告書へ記載する具体的な項目については、構築業者が提案し、当院の合意を以って決定する。

(5)システム本稼働立会い

ア. 立会い体制

構築業者によるシステム本稼働時の立会いについて、下記「イ. 立会い期間」における体制を示すこと。合わせて、稼働中における問い合わせサポート対応計画も示すこと。

イ. 立会い期間

システム本稼働時の立会い期間は、当院と協議のうえ決定するものとする。

6. 運用保守要件

当院における院内情報ネットワークにおいて、システムとそれを使用する当院の職員及び医療の提供を受ける患者に関する業務全般は、24時間365日、安全かつ適正に7年間の継続的な運用・管理が求められる。

- (1) 運用開始から7年間のメーカー保守を受けられること。
- (2) 稼働後1年間の運用保守費用(オンサイト/リモート保守)も本調達に含めること。
- (3) 機器設置場所、又はリモートメンテナンス環境において、障害の一次切り分け作業を行い、障害内容によっては、障害発生機器を予備機や保守部品と交換し正常な状態に復帰させること。交換後、障害機器は修理を行い予備機とする。
- (4) 運用保守については問い合わせ窓口を設置し、障害受付、及びリモート保守対応は24時間365日であること。
- (5) 保守作業や障害対応を迅速にするために、障害の一次切り分け後、4時間以内に作業員が駆け付け、当院での保守作業や障害対応が可能なこと。
- (6) 電子カルテ等、基幹業務に影響を与える(システム停止等)保守作業は、作業内容、停止想定時間等を当院に報告・承認の上、実施すること。なお、事前に作業スケジュールを提出すること。
- (7) 保守作業完了後は、作業報告書を当院に提出すること。
- (8) 新電子カルテ稼働後、接続状況が芳しくない場合は、対策案について提示の上、当院と協議し対応すること。
- (9) 保守期間中に機器の追加、交換などがあった場合は、資料の更新を行うこと。
- (10) センドバック保守対応の場合は、当院が設定、復旧ができるよう機器交換手順書を作成すること。
- (11) 以下、保守内容一覧を参照すること。

機器名称	保守内容
コアスイッチ	24時間365日オンサイト
サーバスイッチ	24時間365日オンサイト
フロアスイッチ	365日8:00~20:00 オンサイト
アクセススイッチ	SENDバック(予備機運用)

無線 LAN コントローラ	平日 9-17 時オンサイト
アクセスポイント	センドバック(予備機運用)
リモート回線集約装置	24 時間 365 日オンサイト
認証サーバ	平日 9:00～17:00 オンサイト
ネットワーク監視サーバ	平日 9-17 時オンサイト
UPS	スポット(有償)
仮想ブラウザ(サーバ)	24 時間 365 日オンサイト
ファイアウォール 2 台(既存)	24 時間 365 日オンサイト
Wi-Fi 認証装置 1 台(既存)	平日 9:00～17:00 オンサイト

※機器名称に(既存)と記載があるものは、保守移管対象機器。

7. 成果物

本システム構築業務における成果物については、以下の成果物一覧に記載されているものを期日までに遅滞なく提出すること。また、成果物それぞれの提出期日及び様式等については、当院と協議のうえ決定する。

(1) ネットワーク稼働時の成果物一覧

No.	各業務工程	成果物
1	設計書	ネットワークおよびシステム構成 ネットワーク構成図 VLANグループ構成 ネットワーク機器名称一覧
2	構築関連書類	試験成績書(調達機器、ケーブル) 各種設定情報 系統図、物理配置図、論理図 ポートアサイン表 記録写真 機器構成図 機器取扱説明書 機器交換手順書 操作手順書(仮想ブラウザ)

8. 留意事項

- ア. 業務上知り得た情報については一切を当院の許可なく他に漏らしてはならない。また、他の目的に利用してはならない。契約終了後も同様とする。
- イ. 本件遂行に当っては当院の通常業務への支障がないように充分配慮すること。
- ウ. 本件の納品が終了するまで、当院の指示に従うこと。また当院と十分なコミュニケーションをとること。
- エ. 本仕様書に記述されていない事項等については、当院と構築業者が協議して決定するものとする。